資　料　3

博物館登録について

令和８年２月４日

令和５年４月１日博物館法の一部改正が施行され、それまで登録博物館であった館も、改めて登録申請等の手続が必要です。

本県では、法改正後に６館の登録が済んでいますが、このたび新たに１館から登録申請があり、申請書類の審査と実地調査を行い、日本博物館協会作成の「有識者参考リスト」に掲載されている有識者から意見をお聞きしたところ、今回の申請館を登録することは適当であると認められます。

１　県内の状況

（１）改正法施行前

登録博物館	相当施設	類似施設
７館 ○鳥取県立博物館 ○鳥取市歴史博物館（やまびこ館） ○鳥取市こども科学館 ○鳥取民藝美術館 ○渡辺美術館 ○倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館 ○米子市美術館	０館	４４館 ○米子市立山陰歴史館 ○鳥取市さじアストロパーク 他

（２）令和７年１２月現在

登録博物館		指定施設	類似施設
９館		０館	４２館
登録済	○鳥取県立博物館（R5.9.19 登録済） ○米子市立山陰歴史館（R5.9.19 登録済） ○鳥取市さじアストロパーク（R6.7.10 登録済） ○鳥取市歴史博物館（やまびこ館）（R5.7.31 登録済） ○倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館（R7.2.1 登録済） ○渡辺美術館（R7.2.1 登録済）		
経過措置	○鳥取市こども科学館 ○鳥取民藝美術館 ○米子市美術館		

２　今回の申請

番号	館　　名	概　　　　要
１	米子市美術館	設置者：米子市 設置年：昭和５８年　　　所在地：米子市加茂町１丁目１番地 施　設：鉄筋コンクリート造２階建、 延床面積２２７７．４９㎡。

３　今後登録予定（調整中）

日南町美術館、鳥取市こども科学館、鳥取民藝美術館

博物館法の一部を改正する法律の概要

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

趣 旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概 要

Ⅰ 法律の目的及び博物館の事業の見直し

○ 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定める【第1条】。

○ 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】。

Ⅱ 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1．登録要件の見直し

○ 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとするとともに【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。

○ 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2．登録審査の手続き等の見直し

○ 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】。

○ 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17～19条】。

Ⅲ その他の規定の整備

○ 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものとする【第6条】。

○ 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。

○ 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

Ⅳ 施行日・経過措置

施行期日：令和５年４月１日

経過措置：既に登録されている博物館は施行から５年間は登録博物館とみなす。等

登録博物館と指定施設（博物館相当施設）の基準について

（下線部分）は登録と指定の相違点

令和８年２月４日

区分	登録博物館	指定施設（博物館相当施設）
法律	**＜開館日数＞** １年を通じて１５０日以上 **＜登録済館の経過措置＞** 改正法施行日から５年間は登録を受けたものとみなされる。 **＜登録の審査＞** 都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。 ・博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制 ・学芸員その他の職員の配置 ・施設及び設備	**＜指定済館の経過措置＞** 指定を受けたものとみなされる。
省令		**＜開館日数＞** １年を通じて１００日以上 **＜指定済館の経過措置＞** 令和 10 年３月 31 日までに指定要件を備えている旨を県教育委員会の確認を受けるよう努めなければならない。
県規則	**＜体制＞** １　博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第４号及び施設及び設備の項第１号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。 ２　基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。 ３　前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用しうる体制を整備していること。 ４　一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。 ５　単独で又は他の博物館若しくは法第３条第１項第 12 号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その	**＜体制＞** １　資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第４号及び施設及び設備の項第１号において同じ。）並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて法第 31 条第１項の規定による指定を受けた施設（職員の項及び施設及び設備の項において「指定施設」という。）を運営する体制を整備していること。 ２　基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。 ３　前号に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用しうる体制を整備していること。 ４　一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。 ５　単独で又は他の博物館若しくは法第３条第１項第 12 号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を

	成果を活用する体制を整備していること。 6　博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。 7　法第７条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。	活用する体制を整備していること。 6　資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。 7　法第７条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。
	＜職員＞ 1　基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。 2　学芸員が置かれていること。 3　基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。	**＜職員＞** 1　基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。 2　学芸員に相当する職員が置かれていること。 3　基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。
	＜施設及び設備＞ 1　博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。 2　防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。 3　博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。 4　高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。	**＜施設及び設備＞** 1　資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。 2　防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。 3　指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。 4　高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。
	＜教育委員会への定期報告＞ 運営の状況の報告は、事業年度の終了後速やかに、教育委員会に提出しなければならない。	

（参考）優遇措置を受けられる制度の例

区分	登録博物館	指定施設（博物館相当施設）
優遇措置	・美術品補償制度 ・登録美術品制度 ・特定美術品制度 ・希少野生動物種譲渡し規制の緩和 ・著作物の複製等 **＜国税関係＞** ・博物館事業の実施主体に係る優遇措置 ・博物館を支援する者に係る優遇措置 **＜地方税関係＞**（私立のみ） ・博物館事業の実施主体に係る優遇措置	・美術品補償制度 ・登録美術品制度 ・特定美術品制度 ・希少野生動物種譲渡し規制の緩和 ・著作物の複製等 **＜国税関係＞** ・博物館事業の実施主体に係る優遇措置 ・博物館を支援する者に係る優遇措置

博物館登録申請 審査フロー図
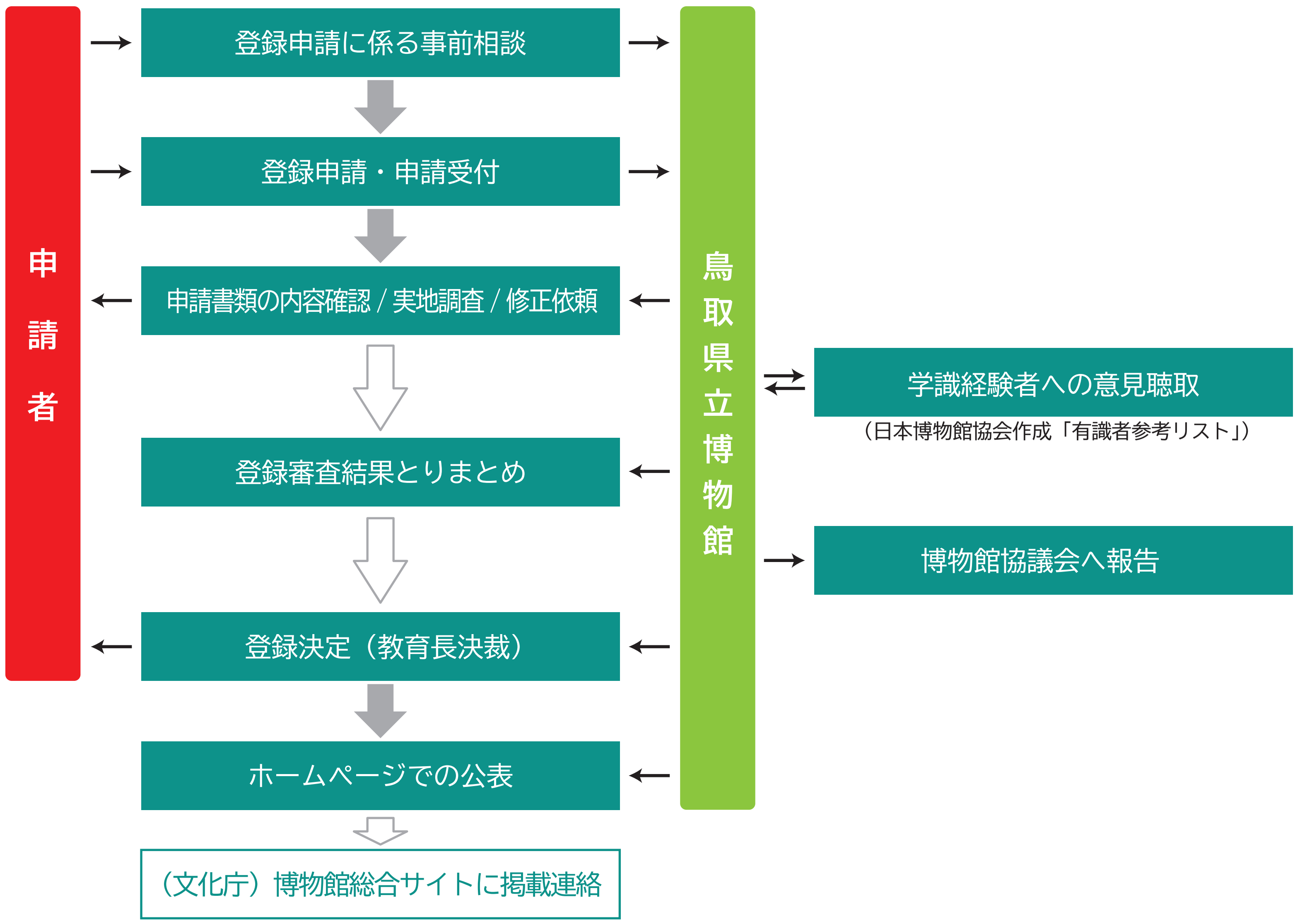
令和5年５月24日
鳥取県立博物館